

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

本県は、温暖多湿な気候と変化に富んだ海岸線や緑豊かな山々、清らかな河川、そしてそこに形成される多種多様な生態系など豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）の生息に適した地域が数多く残されている。生息する鳥獣の種類も多く、特に紀中、紀南地方に分布密度が高いのが特徴である。しかし一方で、間伐等の手入れがなされていない人工林の増加等による生息環境の悪化が懸念されるという状況である。

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするうえで欠くことのできない役割を果たすものである。

そこで、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全することにより、地域における生物多様性の確保及び県民の豊かな生活環境の形成に資するという鳥獣保護区指定の基本理念を踏まえ、第1次から第12次鳥獣保護管理事業計画期間において、県土全体の6%を占める鳥獣保護区の指定等を行い、鳥獣の保護に大きく寄与してきた。

しかし一方で、近年、特定の鳥獣による農林水産業等への被害が深刻となっており、特定の鳥獣の生息数や生息地の範囲を適正なものに縮小する管理も重要となっている。

このことから、本計画は、鳥獣の保護及び管理並びに豊かな生活環境の形成という観点のもと、地元関係者（市町村、猟友会等）の意見を踏まえ策定した。

鳥獣保護区の指定等に関する手続きについては、関係者の理解と協力を得ながら、鳥獣の保護と管理の両方の観点から、十分な調整のうえ進めることとする。鳥獣保護区の指定期間は原則として10年とする。

なお、鳥獣保護区の指定は、地域の自然的、社会的状況に応じて必要と認められる場合には、適宜見直しを行う。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、地域における生物多様性の確保に資すると考えられる地域について指定する。

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、地域における生物多様性の拠点確保に資すると考えられる地域について指定する。

しかし本県では、現時点において、大規模生息地の保護区の指定要件を満たす地区がなく、本計画期間内での指定計画はない。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する鳥類の種類若しくは個体数の多い地域又はかつて多かった地域のうち、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられる地域について指定する。

- (エ) 集団繁殖地の保護区
集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、島しょ、草原等における集団繁殖地のうち、必要な地域について指定する。
- (オ) 希少鳥獣生息地の保護区
絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地のうち、鳥獣の保護上必要な地域について指定する。
しかし本県では、現時点において、希少鳥獣生息地の保護区の指定要件を満たす地区がなく、本計画期間内での指定計画はない。
- (カ) 生息地回廊の保護区
生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路になっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について指定する。
しかし本県では、現時点において、生息地回廊の保護区の指定要件を満たす地区がなく、本計画期間内での指定計画はない。
- (キ) 身近な鳥獣生息地の保護区
市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域又は自然とのふれあい、鳥獣の観察若しくは保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	37	39	箇所												
	面積	11,000ha	18,933.3	変動面積	ha							ha				
大規模生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha							ha				
集団渡来地	箇所		6	箇所												
	面積		2,029.0	変動面積	ha							ha				
集団繁殖地	箇所		1	箇所												
	面積		143.7	変動面積	ha							ha				
希少鳥獣生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha							ha				
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha							ha				
身近な鳥獣生息地	箇所		49	箇所												
	面積		8,509.0	変動面積	ha							ha				
計	箇所		95	箇所												
	面積		29,615.0	変動面積	ha							ha				

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増減*	計画終了時の鳥獣保護区**	
4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)			
1					1									39
11.0ha					11.0	ha							△11.0	18,922.3
ha						ha								
ha						ha								6
ha						ha								2,029.0
ha						ha								1
ha						ha								143.7
ha						ha								
ha						ha								
ha						1					1	△1		48
ha						4ha					4.0	△4.0		8,505.0
					1	1					1	△1		94
ha					11.0	4ha					4.0	△15.0		29,600.0

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

ア 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区
該当なし

(イ) 大規模生息地の保護区
該当なし

(ウ) 集団渡来地の保護区
該当なし

(エ) 集団繁殖地の保護区
該当なし

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区
該当なし

(カ) 生息地回廊の保護区
該当なし

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区
該当なし

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和4年度	森 林 身 近 身 近 森 林 森 林 森 林 身 近 身 近 身 近 身 近	友ヶ島鳥獣保護区	期間更新	1200.0ha		1200.0ha	R4.11.1～R14.10.31	獣害深刻なため	
		野中鳥獣保護区	期間更新	60.0ha		60.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
		吉里鳥獣保護区	期間更新	36.0ha		36.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
		根来鳥獣保護区	期間更新	252.0ha		252.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
		高野山鳥獣保護区	期間更新	2882.0ha		2882.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
		大滝川鳥獣保護区	区域縮小	41.0ha	△11.0ha	30.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
		栗屋谷鳥獣保護区	期間更新	15.0ha		15.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
		岩田鳥獣保護区	期間更新	102.0ha		102.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
		江須崎鳥獣保護区	期間更新	7.0ha		7.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
		稲積鳥獣保護区	期間更新	2.0ha		2.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
		桃山鳥獣保護区	期間満了	4.0ha	△4.0ha				
計		11箇所		4,601.0ha	△15.0ha	4,586.0ha		保護区としての役割を終えたため	
令和5年度	森 林 森 林 身 近 身 近 身 近 身 近 森 林 森 林 集団渡来 集団繁殖 身 近 森 林	加太南部鳥獣保護区	期間更新	192.0ha		192.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
		和歌浦鳥獣保護区	期間更新	803.0ha		803.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
		岩出鳥獣保護区	期間更新	250.0ha		250.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
		上岩出鳥獣保護区	期間更新	33.0ha		33.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
		梁瀬鳥獣保護区	期間更新	1.0ha		1.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
		城山鳥獣保護区	期間更新	6.0ha		6.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
		煙樹ヶ浜鳥獣保護区	期間更新	150.0ha		150.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
		西ノ河鳥獣保護区	期間更新	360.0ha		360.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
		黒島鳥獣保護区	期間更新	170.0ha		170.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
		日高鳥獣保護区	期間更新	143.7ha		143.7ha	R5.11.1～R15.10.31		
		長子鳥獣保護区	期間更新	2.0ha		2.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
田長谷鳥獣保護区	期間更新	846.0ha		846.0ha	R5.11.1～R15.10.31				
計		12箇所		2,956.7ha		2,956.7ha			

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和6年度	森林 集団渡来 森林 身近 身近 森林 集団渡来 身近	雨の森鳥獣保護区	期間更新	43.5ha		43.5ha	R6.11.1～R16.10.31		
		紀ノ川鳥獣保護区	期間更新	532.0ha		532.0ha	R6.11.1～R16.10.31		
		万燈鳥獣保護区	期間更新	50.0ha		50.0ha	R6.11.1～R16.10.31		
		那賀鳥獣保護区	期間更新	9.0ha		9.0ha	R6.11.1～R16.10.31		
		北寺鳥獣保護区	期間更新	5.2ha		5.2ha	R6.11.1～R16.10.31		
		白浜鳥獣保護区	期間更新	2156.0ha		2156.0ha	R6.11.1～R16.10.31		
		南部川鳥獣保護区	期間更新	110.0ha		110.0ha	R6.11.1～R16.10.31		
		田辺鳥獣保護区	期間更新	1445.8ha		1445.8ha	R6.11.1～R16.10.31		
計		8箇所		4,351.5ha		4,351.5ha			
令和7年度	森林 身近 身近 身近 森林 身近 森林 森林 森林 森林	生石山鳥獣保護区	期間更新	160.0ha		160.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
		紀泉台鳥獣保護区	期間更新	72.0ha		72.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
		かつらぎ鳥獣保護区	期間更新	3.0ha		3.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
		富貴鳥獣保護区	期間更新	2.0ha		2.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
		広川西部鳥獣保護区	期間更新	340.0ha		340.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
		地ノ島・沖ノ島鳥獣保護区	期間更新	75.0ha		75.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
		椿鳥獣保護区	期間更新	162.0ha		162.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
		太地鳥獣保護区	期間更新	476.0ha		476.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
		与根河鳥獣保護区	期間更新	229.0ha		229.0ha	R7.11.1～R17.10.31		今後縮小の可能性あり
計		9箇所		1,519.0ha		1,519.0ha			

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和8年度	身 身 森 身 身 森 森 身 森	近 近 林 近 近 林 林 近 林	岡崎鳥獣保護区	期間更新	61.0ha		61.0ha	R8.11.1~R18.10.31	
			紀の川(紀の川市)鳥獣保護区	期間更新	1166.0ha		1166.0ha	R8.11.1~R18.10.31	
			天野鳥獣保護区	期間更新	310.0ha		310.0ha	R8.11.1~R18.10.31	
			高野口鳥獣保護区	期間更新	90.0ha		90.0ha	R8.11.1~R18.10.31	
			河根鳥獣保護区	期間更新	40.0ha		40.0ha	R8.11.1~R18.10.31	
			楠本鳥獣保護区	期間更新	140.0ha		140.0ha	R8.11.1~R18.10.31	
			近井鳥獣保護区	期間更新	887.0ha		887.0ha	R8.11.1~R18.10.31	
			上ミ山鳥獣保護区	期間更新	32.0ha		32.0ha	R8.11.1~R18.10.31	
			夏山鳥獣保護区	期間更新	400.0ha		400.0ha	R8.11.1~R18.10.31	
計		9箇所		3,126.0ha		3,126.0ha			
合 計		49箇所		16,554.2ha	△15.0ha	16,539.2ha			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区域内において、鳥獣の繁殖地、生息地、採餌場所、避難及び休息地等生息環境の保護が重要と認められる地域を特別保護地区に指定する。さらに、特別保護指定地域は、特別保護地区内で特に重要と認められる場合に指定する。

特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させ、既設特別保護地区は、原則として再指定する。

なお、特別保護指定地域は、本計画期間内に指定計画はない。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するよう努める。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(ロ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(ハ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(ニ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

(ホ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(ヘ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努める。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	3	33	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	20	8	箇所	2		1	1		4						
	面積	2,021ha	1,049.4	変動面積	209ha		20	12		241.0	ha					
大規模生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha						ha					
集団渡来地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha						ha					
集団繁殖地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha						ha					
希少鳥獣生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha						ha					
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha						ha					
計	箇所		8	箇所	2		1	1		4						
	面積		1,049.4	変動面積	209ha		20	12		241.0	ha					

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増減*	計画終了時の特別保護地区**
4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)		
						2		1	1		4		8
ha						209ha		20	12		241.0		1,049.4
						ha							
						ha							
						ha							
						ha							
						ha							
						ha							
						2		1	1		4		8
ha						209ha		20	12		241.0		1,049.4

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面 積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
令和4年度	森林鳥獣生息地	友ヶ島鳥獣保護区	1200.0ha	R4年11月1日より R14年10月31日まで	79.0ha	R4年11月1日より R14年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
計	森林鳥獣生息地	高野山鳥獣保護区 2箇所	2882.0ha 4082.0ha		130.0ha 209.0ha				
令和6年度	森林鳥獣生息地	万燈鳥獣保護区	50.0ha	R6年11月1日より R16年10月31日まで	20.0ha	R6年11月1日より R16年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
計		1箇所	50.0ha		20.0ha				
令和7年度	森林鳥獣生息地	与根河鳥獣保護区	229.0ha	R7年11月1日より R17年10月31日まで	12.0ha	R7年11月1日より R17年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
計		1箇所	229.0ha		12.0ha				
合 計		4箇所	4,361.0ha		241.0ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み、狩猟鳥獣による被害の状況等を勘案し、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現場で容易に確認できる区域線により指定するよう努め、指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意する。

また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

なお、指定期間は3年とする。

(2) 休猟区指定計画

該当なし

(3) 特例休猟区指定計画

該当なし

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう制札を設置し、保護区の主要な場所には、案内板を設置する等、管理のための施設の整備又は人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図るという観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲で、利用施設の整備に努める。

なお、その設置数は保護区の地理的条件、面積等を勘案し保護区ごとに決定する。

さらに、野生鳥獣の生息状況の把握又は違法捕獲の取締りや各種施設の管理のため、必要に応じて鳥獣保護管理員及び県職員等が巡視を行う。

また、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らし必要があると認められる場合には、鳥獣の生息地の復元、特定の鳥獣の捕獲等を行う等の保全事業の実施を検討する。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識類の整備	制札 76 案内板 26	制札 77 案内板 25	制札 76 案内板 25	制札 43 案内板 15	制札 117 案内板 32
管理棟等の整備	—	—	—	—	—

イ 利用施設の整備

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観察路、観察舎等の整備	—	—	—	—	—
その他の施設等の整備	巣箱、給餌台の設置に努める	巣箱、給餌台の設置に努める	巣箱、給餌台の設置に努める	巣箱、給餌台の設置に努める	巣箱、給餌台の設置に努める

ウ 調査、巡視等の計画

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理員等	箇所数	95	94	94	94	94
	人数	43	43	43	43	43
管理のための調査の実施		—	—	—	—	—

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

本計画期間中に保全事業を実施する予定の鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。